

大好評 移住定住促進事業補助金

太良町では「太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる移住・定住促進のための取り組みとして、太良町空き家情報バンクに登録された空き家に対して、次の補助を行っています。

1. 仲介手数料補助

【補助内容】売買および賃貸契約に要する宅地建物取扱業者の仲介手数料に係る費用

【補助率】限度額5万円の範囲内の金額



2. 家財処分等補助

【補助内容】所有者が売買および賃貸をするために不要物（仏壇など）の処分やハウスクリーニングを行うための費用 ※魂抜きなどの費用（お布施）は対象外

【補助率】限度額10万円の範囲内の金額



3. 所有者等改修補助

【補助内容】空き家を賃貸するため、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所を含む）の修繕工事に係る費用 ※費用総額20万円未満の工事は対象外

【補助率】限度額50万円の範囲内で費用総額の1/2の金額



4. 利用者改修補助

【補助内容】空き家に居住するため、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所を含む）の修繕および増築工事に係る費用 ※費用総額20万円未満の工事は対象外

【補助率】①移住者または39歳以下の者・・・限度額の範囲内で費用総額の2/3の金額

②その他の者・・・限度額の範囲内で費用総額の1/2の金額

※利用者改修補助の限度額は「売買200万円」「賃貸100万円」



5. 空き家解体補助

【補助内容】自己所有の家屋（過去に居住していた、または相続した家屋）の解体に要する費用ただし、購入者による新築および居住が必要
※特定空家等として認定された家屋または同等の家屋は対象外

【補助率】限度額75万円の範囲内で費用総額の1/2の金額



お問い合わせ

太良町役場 企画商工課 企画政策係
Mail kikaku-joho@town.tara.lg.jp

TEL 0954-67-0312

HP <https://www.town.tara.lg.jp>

こちらをご覧ください！



佐賀県では、増え続けている空き家の適正管理を促すため、空き家の管理の手引きを作成し公開しています。空き家を所有することのリスクや、空き家を所有した時の対処方法などについてマンガや図解で分かりやすく解説されていますので、ぜひご一読ください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00367760/index.html>

